

# 地域医療総合確保基金の創設と 医療・介護の連携強化について

平成27年7月9日  
厚生労働省

# 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（概要）

## 趣 旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

## 概 要

### 1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（医療介護総合確保促進法関係）

- ①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置
- ②医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

### 2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）

- ①医療機関が都道府県知事に病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告し、都道府県は、それをもとに地域医療構想（ビジョン）（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定
- ②医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け

### 3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）

- ①在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化  
※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業
- ②特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
- ③低所得者の保険料軽減を拡充
- ④一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ（ただし、一般の世帯の月額上限は据え置き）
- ⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

### 4. その他

- ①診療の補助のうちの特定行為を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
- ②医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ
- ③医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置
- ④介護人材確保対策の検討（介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期）

## 施行期日

公布日（平成26年6月25日）。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。

# 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第3条において、厚生労働大臣は、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合確保方針)を定めることとされている。
- 総合確保方針の策定に当たり、関係者の意見を反映するため、医療介護総合確保促進会議を開催。

## 医療介護総合確保促進会議の役割

1. 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針 (総合確保方針) の 作成又は変更 についての検討
2. 医療介護総合確保促進法に定める 基金の使途及び配分等 についての検証
3. その他医療及び介護の総合的な確保に関する事項についての検討

## 開催実績

- 第1回 平成26年7月25日
- 第2回 平成26年8月29日
- 第3回 平成26年9月8日
- 第4回 平成27年3月6日



## 医療介護総合確保促進会議の構成員

- 相澤 孝夫(日本病院会副会長)  
阿部 泰久(日本経済団体連合会常務理事)  
荒井 正吾(奈良県知事)  
石川 憲(全国老人福祉施設協議会会長)  
井上 由起子(日本社会事業大学専門職大学院教授)  
今村 聡(日本医師会副会長)  
内田 千恵子(日本介護福祉士会副会長)  
遠藤 久夫(学習院大学経済学部教授)  
大西 秀人(高松市長)  
加納 繁照(日本医療法人協会会長代行)  
河村 文夫(奥多摩町長)  
菊池 令子(日本看護協会副会長)  
小林 剛(全国健康保険協会理事長)  
白川 修二(健康保険組合連合会副会長)  
鷲見 よしみ(日本介護支援専門員協会会長)  
武久 洋三(日本慢性期医療協会会長)  
◎田中 滋(慶応義塾大学名誉教授)  
千葉 潜(日本精神科病院協会常務理事)  
永井 良三(自治医科大学学長)  
西澤 寛俊(全日本病院会会長)  
花井 圭子(日本労働組合総連合会総合政策局長)  
東 憲太郎(全国老人保健施設協会会長)  
樋口 恵子(NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長)  
平田 直之(全国社会福祉法人経営者協議会高齢者福祉事業経営委員長)  
森 昌平(日本薬剤師会副会長)  
○森田 朗(国立社会保障・人口問題研究所所長)  
山口 育子(NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長)  
山崎 泰彦(神奈川県立保健福祉大学名誉教授)  
山本 敏幸(民間介護事業推進委員会代表委員)  
和田 明人(日本歯科医師会副会長)
- ◎座長、○座長代理  
(五十音順、敬称略)

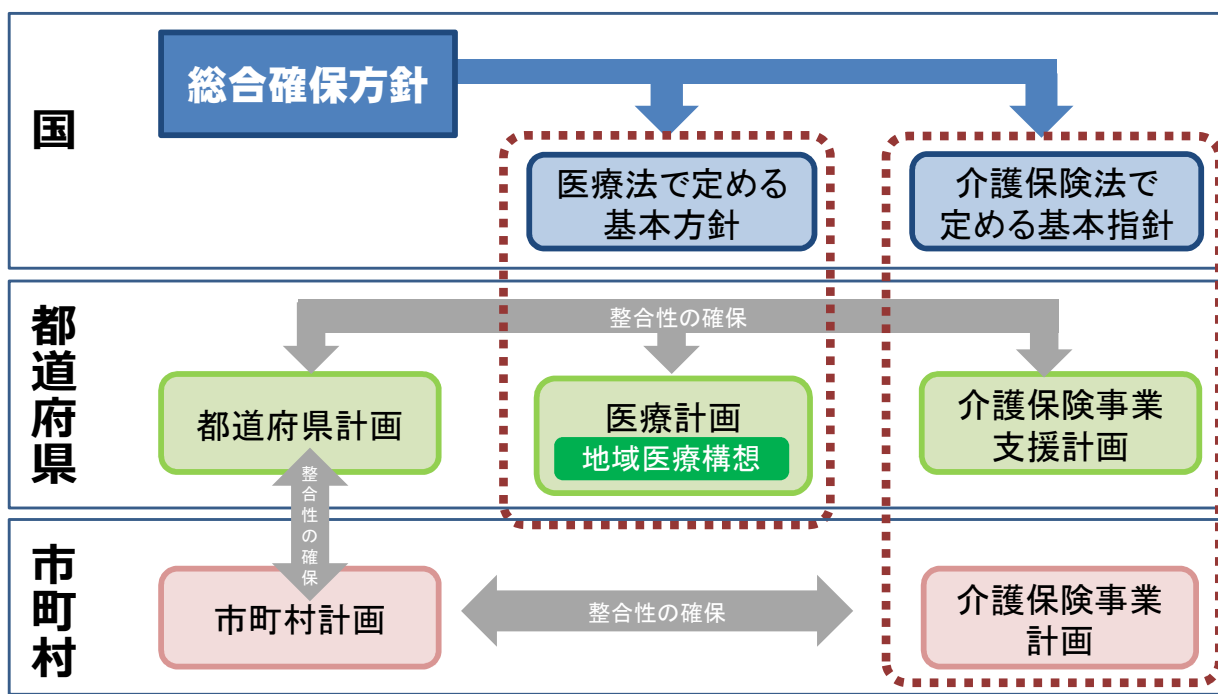
# 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（概要）

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第3条に基づき、平成26年9月12日、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）を策定。

## 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義・基本的方向

- 意義 義：「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年に向け、利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築。自立と尊厳を支えるケアを実現。
- 基本的方向：①効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築  
②地域の創意工夫を生かせる仕組み / ③質の高い医療・介護人材の確保と多職種連携の推進  
④限りある資源の効率的かつ効果的な活用 / ⑤情報通信技術（ICT）の活用

## 医療法の基本方針と介護保険法の基本指針の基本事項 医療と介護に関する各計画の整合性の確保



## 地域医療介護総合確保基金の基本事項

### 【基金の活用にあたっての基本方針】

- 都道府県は、関係者の意見が反映される仕組みの整備
- 事業主体間の公平性など、公正性・透明性の確保
- 診療報酬・介護報酬等との役割分担の考慮 等

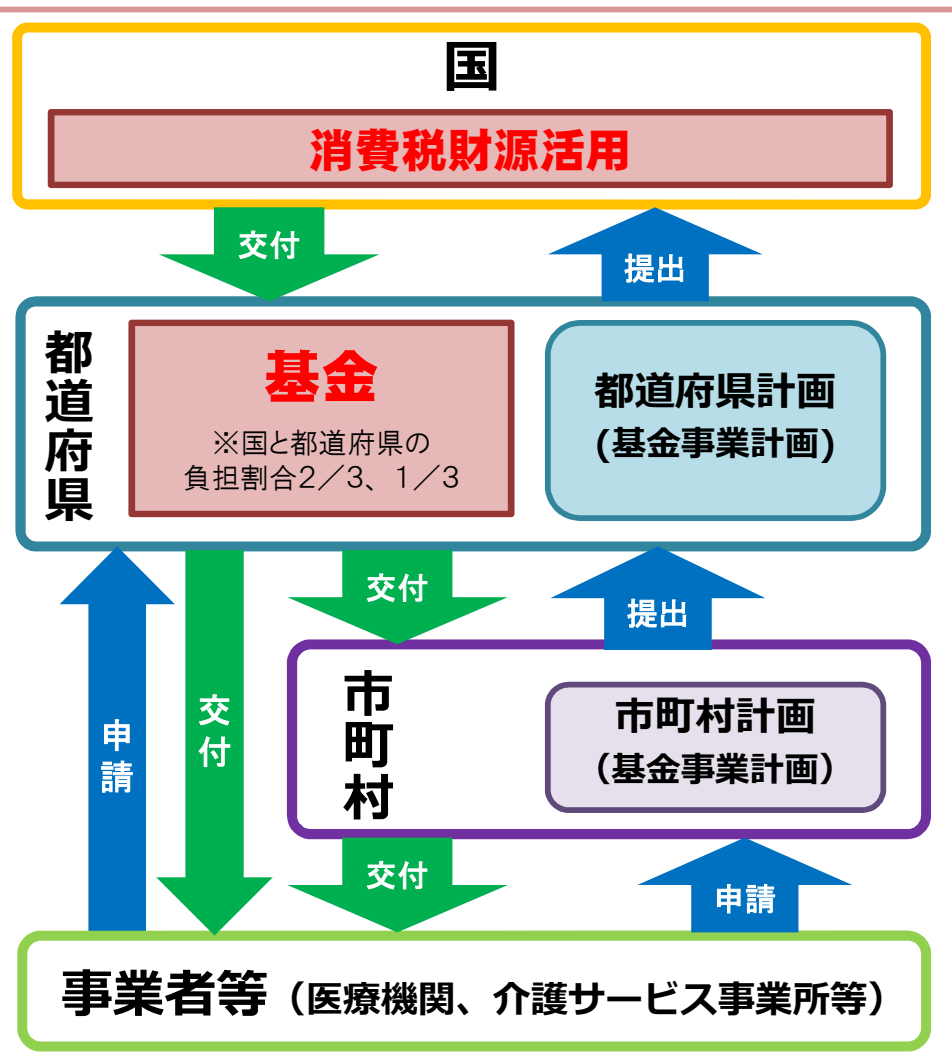
### 【基金事業の範囲】

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備(地域密着型サービス等)に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業

# 地域医療介護総合確保基金

○平成26年度予算：医療分904億円(うち、国604億円)  
○平成27年度予算案：1628億円(公費ベース)  
(医療分904億円(うち、国分602億円)、介護分724億円(うち、国分483億円))

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



## 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項  
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施  
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

## 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

# 医療と介護の一体改革に係る今後のスケジュール

